

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 給与等に関する規程

昭和 61 年 7 月 22 日

神社協規程 第 9 号

(職員の給与)

第 1 条 本会事務局職員の給与等は、この規程の定めるところによる。ただし、この規程に定めるもののほかは、その年度に属する予算の範囲内において、神栖市職員の給与条例等（以下「市条例等」という。）に準じてこれを支給する。

2 この規程において「職員」とは、本会事務局規程第 1 条第 1 項に規定する職員及び本会事務局職員の継続雇用に関する規則第 6 条第 4 項に規定する再任用職員をいう。

(給与の種類)

第 2 条 この規程に定める職員の給与は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|-------------|-----------|
| (1) 給料 | (5) 時間外勤務手当 | (9) 地域手当 |
| (2) 扶養手当 | (6) 休日勤務手当 | (10) 期末手当 |
| (3) 通勤手当 | (7) 夜間勤務手当 | (11) 勤勉手当 |
| (4) 住居手当 | (8) 管理職手当 | (12) 退職手当 |

2 再任用職員の給与は、前項のうち (1) (3) (5) (6) (7) (9) (10) (11) とする。

(給与の支給方法)

第 3 条 給与は、毎月 21 日にその月分を支給する。ただし、その日が休日にあたるときはその前日に支給する。

(給与の計算期日)

第 4 条 給料は月の初日から末日までを計算期日とする。

2 新任の場合は、その月の在任日数の日割りでこれを支給し、昇給の場合は、発令の日から起算支給する。

(退職者等の給与)

第 5 条 職員が退職したときは、その日まで給与を支給する。

2 職員が在職中死亡したときは、その月分の給与の全額を支給する。

(休職者等の給与)

第 6 条 傷病のため勤務できない期間が 1 年に達するまでは給料・扶養手当・住居手当・地域手当・期末手当の 100 分の 80 を支給する。

2 本会事務局職員就業規則第 10 条に定める休職期間のうち 3 年までは給料・扶養手当・住居手当・地域手当・期末手当の 100 分の 60 を支給する。

(業務上傷病者等の給与)

第 7 条 業務上負傷し又は疾病にかかった者は、前条の規定にかかわらず加療中給与の全額を支給する。

(給与, 初任給)

第8条 職員の給与は市条例等の規定を準用する。

- 2 新たに採用する職員の初任給、及び再任用職員の給料月額の設定は、市条例等の規定に準じて行う。
- 3 給与改訂は、市条例等に準じて行う。
- 4 職務の級による業務分類については、別表の通りとする。

(昇格及び降格)

第9条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その職務の級について、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在職年数を有しているときには、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定することができる。

- 2 職員を昇格させるには、その職員が現に属する職務の等級に1年以上在級していなければ昇格させることができない。ただし、職務の特殊性等により必要がある場合にはこの限りでない。
- 3 職員を降格させた場合におけるその者の給料月額は、降格した職務の級の降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の、同じ額がないときは直近下位の額の号級とする。

(昇給)

第10条 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の判定を得て行わなければならない。
- 3 勤務成績の判定に関する基準については、市条例等に準じて行う。

(昇給の基準)

第11条 前条の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、市条例等に準じて決定する。

- 2 前条に規定する期間中において、事務局職員就業規則第46条に規定する懲戒を受けた職員に対する昇給の限度は以下のとおりとする。
 - (1) 訓告 2号給
 - (2) 戒告または減給 1号給
 - (3) 出勤停止 昇給しない
- 3 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条に規定される社会福祉士資格を保持しない職員に関する第1項の規定の適用については、同項中の号給より1号給下位の号給とする。
- 4 新たに社会福祉士資格を保持することとなった者にあつては、その日の属する年の4月1日から前項の規定を適用する。
- 5 55歳以上の職員に関する第1項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇給の範囲)

第12条 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(期末手当)

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)それぞれの日に在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して10日以内の日において支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に市条例等に定める支給率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第8条第4項別表に規定する職務の級による業務分類表の社会福祉士資格を有する3級以上の職員については、前項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の合計額に職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で別表に定める割合を乗じて得た額を加算して得た額を期末手当基礎額とする。

職員	加算割合
職務の級 7, 6, 5 級の職員	100 分の 15
職務の級 4 級の職員	100 分の 10 会長が定める職員にあっては 100 分の 5
職務の級 3 級の職員（社会福祉士）	100 分の 5

- 5 再任用職員で、雇用保険制度における高年齢雇用継続給付金の支給がある職員は、第2項で得た期末手当の額から当該給付額を減額した額とする。

（勤勉手当）

第14条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日から起算して10日以内の日において支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）と勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額に、市条例等に定める支給率を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計とする。
- 4 職員が基準日以前6箇月以内の期間において、本会事務局職員就業規則第46条の規定による懲戒処分を受けた場合の成績率は、次の各号に掲げる事由に応じて当該各号に定める割合を第2項に定める標準の成績率から減じて得た割合とする。
- （1）訓告（第2号、第3号及び第4号に該当する職員を除く。） 100 分の 10
 - （2）戒告（第3号及び第4号に該当する職員を除く。） 100 分の 25
 - （3）減給（第4号に該当する職員を除く。） 100 分の 35
 - （4）出勤停止 100 分の 50
- 5 第13条第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第14条第3項」と読み替えるものとする。

6 第2項の期間率は、次の表の割合とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上 6箇月未満	100分の95
5箇月以上 5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上 5箇月未満	100分の80
4箇月以上 4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上 4箇月未満	100分の60
3箇月以上 3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上 3箇月未満	100分の40
2箇月以上 2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上 2箇月未満	100分の20
1箇月以上 1箇月15日未満	100分の15
15日以上 1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	0

7 再任用職員で、雇用保険制度における高年齢雇用継続給付金の支給がある職員は、第2項で得た勤勉手当の額から当該給付額を減額した額とする。

(期末手当の不支給)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者には、第13条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に本会事務局職員就業規則第46条の規定による懲戒解雇の処分を受けた者
- (2) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(期末手当の一時差止め)

第16条 会長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6篇に規定する略式手続によるものを除く。第2項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思慮するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、社会福祉協議会に対する地域の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 会長は、一時差止め処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には速やかに当該一

時差止め処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止め処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止め処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第1項第1号の規定により一時差止め処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 第1項第2号の規定により一時差止処分を受けたものについて、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 第1項第2号の規定により一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、会長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 4 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべきものに対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
 - 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(勤勉手当の不支給及び一時差止め)

第17条 前2条の規定は、第14条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(退職手当及び死亡給付金)

第18条 職員が在職1年以上で退職したときは、別に定める給付率表に基づき、退職手当を支給する。

- 2 職員が死亡したときは、その遺族に対し死亡給付金を支給する。
- 3 退職手当及び死亡給付金の支給にあたっては、別に定める月額掛け金額により中小企業退職金共済等に加入し、運用する。

(旅 費)

第19条 会務のため職員が旅行したときは、神栖市職員の旅費に関する条例に準じて旅費を支給する。

(委 任)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年7月22日から施行する。
- 2 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。(改訂第3号)
- 3 この規程は、平成5年4月1日から施行する。(改訂第4号)
- 4 この規程は、平成8年5月20日から施行する。(改訂第11号)
- 5 この規程は、平成14年4月1日から施行する。(改訂第29号)
- 6 この規程は、平成15年4月1日から施行する。(改訂第30号)
- 7 この規程は、平成17年8月1日から施行する。(改訂第43号)
- 8 この規程は、平成24年4月1日から施行する。(改訂第94号)
- 9 この規程は、平成28年3月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。(改訂第109号)
- 10 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(改訂第125号)
- 11 この規程は、令和2年4月1日から施行する。(改訂第130号)

- 12 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(改訂第 134 号)
- 13 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(改訂第 137 号)
- 14 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(改定第 149 号)

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会給与等に関する規程 第2条関係別表

(管理職手当額表)

任命権者	支給対象者	支給額
会 長	特に困難な業務を分掌する事務局長	月額65,000円
	困難な業務を分掌する事務局長	月額60,000円
	参事	月額55,000円
	事務局長	月額51,000円
	副参事	月額41,000円
	事務局次長・支所長・センター長・ 企画員・福祉専門幹	月額37,000円

付 則

- 1 この表は、平成14年 4月 1日から適用する。
- 2 この表は、平成19年 4月 1日から適用する。
- 3 この表は、平成21年 8月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 4 この表は、平成24年 4月 1日から適用する。
- 5 この表は、平成31年 4月 1日から適用する。
- 6 この表は、令和2年 4月 1日から適用する。
- 7 この表は、令和7年 4月 1日から適用する。

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会給与等に関する規程 第8条関係別表

(職務の級による業務分類表)

職務の級	職務の分類
1 級	1 福祉活動専門員の職務 2 専任職員の職務
2 級	1 困難な業務を処理する福祉活動専門員の職務 2 困難な業務を処理する専任職員の職務
3 級	1 係長及び主幹の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする福祉活動専門員の職務
4 級 (註. 有資格)	1 事務局次長の職務 2 支所長の職務 3 センター長の職務 4 企画員の職務 5 福祉専門幹の職務 6 主査の職務
5 級	1 事務局長の職務 2 困難な業務を分掌する事務局次長の職務 3 困難な業務を分掌する支所長及びセンター長の職務 4 副参事の職務
6 級	1 困難な業務を分掌する事務局長の職務 2 特に困難な業務を分掌する事務局次長の職務 3 参事の職務
7 級	1 特に困難な業務を分掌する事務局長の職務

註. 4 級格付けは、社会福祉士もしくは精神保健福祉士国家資格を有すること。

付 則

- 1 この表は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この表は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この表は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この表は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会給与等に関する規程 第 18 条関係別表

(1) 退職手当及び死亡給付金の額

退職または死亡した者に対する退職手当の額は、退職又は死亡の日におけるその者の給料の月額に、その者の勤続期間を(2)に定める給付率表に区分して、当該給付率を乗じて得た基本額に、退職手当の調整額を加えた合計額とする。退職手当の調整額は、神栖市職員の例による。

(2) 退職手当基本額給付率表

勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡	
			公務上	公務外
1 年未満			神栖市職員 の例による	
1 年以上	0.502200	0.837000		0.837000
2 "	1.004400	1.674000		1.674000
3 "	1.506600	2.511000		2.511000
4 "	2.008800	3.348000		3.348000
5 "	2.511000	4.185000	6.277500	4.185000
6 "	3.013200	5.022000	7.533000	5.022000
7 "	3.515400	5.859000	8.788500	5.859000
8 "	4.017600	6.696000	10.044000	6.696000
9 "	4.519800	7.533000	11.299500	7.533000
10 "	5.022000	8.370000	12.555000	8.370000
11 "	7.432560	11.613375	13.936050	11.613375
12 "	8.169120	12.764250	15.317100	12.764250
13 "	8.905680	13.915125	16.698150	13.915125
14 "	9.642240	15.066000	18.079200	15.066000
15 "	10.378800	16.216875	19.460250	16.216875
16 "	12.881430	17.890875	20.841300	17.890875
17 "	14.086710	19.564875	22.222350	19.564875
18 "	15.291990	21.238875	23.603400	21.238875
19 "	16.497270	22.912875	24.984450	22.912875
20 "	19.669500	24.586875	26.365500	24.586875
21 "	21.343500	26.260875	27.746550	26.260875
22 "	23.017500	27.934875	29.127600	27.934875
23 年以上	24.691500	29.608875	30.508650	29.608875
24 "	26.365500	31.282875	31.889700	31.282875
25 "	28.039500	33.270750	33.270750	33.270750
26 "	29.378700	34.777350	34.777350	34.777350
27 "	30.717900	36.283950	36.283950	36.283950
28 "	32.057100	37.790550	37.790550	37.790550
29 "	33.396300	39.297150	39.297150	39.297150
30 "	34.735500	40.803750	40.803750	40.803750
31 "	35.739900	42.310350	42.310350	42.310350
32 "	36.744300	43.816950	43.816950	43.816950
33 "	37.748700	45.323550	45.323550	45.323550
34 "	38.753100	46.830150	46.830150	46.830150
35 "	39.757500	47.709000	47.709000	47.709000
36 "	40.761900	神栖市職員の例による		
37 "	41.766300			
38 "	42.770700			
39 "	43.775100			
40 "	44.779500			
41 "	45.783900			
42 "	46.788300			
43 "	47.709000			
44 "	47.709000			
45 "	47.709000			

(3) 勤続期間の計算

退職手当及び死亡給付金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間とし、在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業期間のうち当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月数)を除算する。なお、計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、10月未満は切り捨て、10月以上はこれを1年とする。

(4) 月額掛け金額

毎年4月1日現在の職員俸給に 135/1000 を乗じた額を月額掛け金とする。

ただし、各職員ごとに10円未満の端数は四捨五入する。

付 則

- 1 この表は平成20年3月27日より施行する。
- 2 この表は平成27年4月1日より施行する。
- 3 この表は令和3年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし(2)に定める給付率表は平成30年4月1日から適用する。